

規 則

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第四十五号

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

第一条 埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例施行規則（平成十四年埼
玉県規則第百十九号）の一部を次のように改正する。

様式第十六号を次のように改める。

様式第 16 号（第 34 条関係）

（第 1 面）

第	号		
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書			
職名		写真	
氏名			
生年月日	年	月	日生
	年	月	日交付
	年	月	日限り有効
埼玉県知事		印	

（第 2 面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- この証明書は、用紙 1 枚で作成することとする。
 - 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。
 - 第 2 面については、記載する法令の条項の数に応じて行を適宜追加することとし、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 裏面には、参照条文を記載することができる。
 - この証明書は、関係する法令の規定を踏まえ、記載内容等を調整することができる。

第二条 埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

埼玉県土砂の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例施行規則

第一条から第十二条までを削る。

第十三条中「土砂条例第十五条第一項」を「埼玉県土砂の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例（平成十四年埼玉県条例第六十四号。以下「土砂条例」という。）第六条第一項」に、「第三十一条第一項第一号ヌ」を「第四条第一項第一号ヌ」に改め、同条を第一条とする。

第十四条中「第十五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条を第二条とする。

第十五条第一項中「第十五条第一項ただし書」を「第六条第一項ただし書」に、「様式第五号」を「様式第一号」に改め、同条第二項中「たい積」を「堆積」に改め、同条を第三条とする。

第十六条から第三十条までを削る。

第三十一条の見出し中「たい積」を「堆積」に改め、同条第一項中「第二十六条」を「第七条」に改め、同項第一号ヌ及び第二号中「許可事業者」を「土砂の堆積を行う者」に改め、同項第三号中「たい積」を「堆積」に改め、同条第二項中「第二十六条」を「第七条本文」に、「様式第十四号」を「様式第二号」に改め、同条を第四条とし、同条の次に次の五条を加える。

（法令又は他の条例による許可等の処分）

第五条 土砂条例第七条第三号の規則で定める許可等の処分その他の行為は、次のとおりとする。

一 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の四第七項の規定による許可

二 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十八条第六項の規定による許可

三 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十三条の認可

四 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の二第一項又は第三十条第二項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可

五 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十二条第一項又は第九十一条第一項の許可及び同法第三十五条の同意

六 土地区画整理法（昭和二十九年法律百十九号）第七十六条第一項の許可
七 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第六条第一項（同法第三十三

条第四項において準用する場合を含む。）の許可（同法第九条の規定により許可があつたものとみなされる場合を含む。）

八 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第十八条第一項の許可及び同法第二十条第二項の規定による協議

九 住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第九条第一項の許可

十 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第二十条の承認及び同法第二十四条、第二十六条第一項、第二十七条第一項、第五十五条第一項、第五十七条第一項又は第五十八条の四第一項の許可（同法第九十五条の規定によりこれらの承認又は許可があつたものとみなされる場合を含む。）

十一 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十六条の認可

十二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項又は第二項の許可

十三 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第六十六条第一項の許可
十四 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第七条第一項の許可及び同条第四項の規定による協議

十五 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十五条の二第一項の許可（同条第八項の規定により許可があつたものとみなされる場合を含む。）

十六 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第七条第一項、第二十六条第一項又は第六十七条第一項の許可

十七 埼玉県砂防指定地管理条例（平成十五年埼玉県条例第四十五号）第三条第一項の許可

2 土砂条例第七条第三号の規定により、届出を行おうとする者は、様式第三号の届出書を知事に提出しなければならない。

3 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 土砂の堆積に係る土地の位置を示す図面

二 土砂の堆積に係る許可等の処分その他の行為に係る許可書その他の書類の写し

（公益事業）

第六条 土砂条例第七条第四号の規則で定める行為は、次に掲げる事業の実施に係る行為とする。

一 砂防法（明治三十年法律第二十九号）による砂防設備又は同法が準用される砂防のための施設に関する事業

二 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）による土地改良事業
三 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）による一般自動車道又は専用自動車道（同法による一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）による一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）に関する事業

四 森林法による保安施設事業

五 道路法による道路に関する事業

六 都市公園法による都市公園に関する事業

七 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）による公園事業

八 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）による水道事業又は水道用水供給事業

九 地すべり等防止法による地すべり防止施設に関する事業

十 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）による公共下水道、流域下水道又は都市下水路の用に供する施設に関する事業

十一 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）による工業用水道事業

十二 河川法が適用され、若しくは準用される河川その他公共の利害に係のある河川又はこれらの河川に治水若しくは利水の目的をもって設置する堤防、護岸、ダム、水路、貯水池その他の施設に関する事業

十三 都市計画法による都市計画事業

十四 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による急傾斜地崩壊防止施設に関する事業

十五 石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第五号）による石油パイプライン事業の用に供する施設に関する事業

十六 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者又は索道事業者が行うその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設に関する事業

十七 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が設置する鉄道又は軌道の用に供する施設に関する事業

十八 地方公共団体又は農業若しくは林業を営む者が組織する団体が行う農業構造又は林業構造の改善に関し必要な事業（農道、林道、用水路、排水路、かんがい用又は災害防止用のため池、農業集落排水施設その他の施設に関する事業に限る。）

十九 前各号に掲げる事業に準ずるものとして知事の確認を受けた事業

（公益事業の確認）

第七条 前条第十九号の確認を受けようとする者は、様式第四号の申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、土砂の堆積に係る事業を行う土地の位置を示す図面その他参考となる書類を添付しなければならない。

（堆積に係る土地の汚染調査の特例）

第八条 土砂条例第七条第七号の規則で定める土砂の堆積は、次のとおりとする。

- 一 運動場の砂利敷その他の通常の管理行為として行う土砂の堆積
- 二 土質改良プラントその他の施設の敷地内において当該施設で化学的に性質を改良した土砂のみを用いて行う土砂の堆積

三 採石法又は砂利採取法の認可に係る土地の区域において採取された土砂（岩石又は砂利の採取のために除去した土砂を除く。）のみを用いて行う土砂の堆積

四 市町村が定める土砂の堆積による土壌の汚染を防止するための条例の規定によりされた届出等に係る土砂の堆積のうち、知事が別に定める土砂の堆積（関係書類の閲覧）

第九条 土砂条例第八条の規定による閲覧は、次により行うものとする。

- 一 閲覧させる場所及び時間をあらかじめ定めること。
- 二 閲覧の求めがあった場合にあつては、正当な理由なしに閲覧を拒まないこと。

第三十二条及び第三十三条を削る。

第三十四条中「第三十四条第二項」を「第十条第二項」に、「様式第十六号」を「様式第五号」に改め、同条を第十条とする。

第三十五条中「第三十五条第二項」を「第十一条第二項」に改め、同条の表を次のように改め、同条を第十一条とする。

市町村	土砂条例の規定
桶川市、毛呂山町、嵐山町、鳩山町	第六条から第八条まで

第三十六条を第十二条とする。

別表を削る。

様式第一号から様式第四号までを削る。

様式第五号中「第15条関係」を「第3条関係」に、「土壌基準に適合しない土砂のたい積確認申請書」を「土壌基準に適合しない土砂の堆積確認申請書」と、「たい積について」を「堆積について」と、「埼玉県土砂の排出、たい積等の規

様式第 3 号（第 5 条関係）

許可等の処分等に基づく土砂の堆積の届出書

年 月 日

（宛先）
埼玉県 環境管理事務所長

届出者 氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名
（電話番号 ）

下記のとおり許可等の処分等に係る行為として土砂の堆積を行うので、埼玉県土砂の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例第 7 条第 3 号の規定により届け出ます。

記

土 砂 の 堆 積 に 係 る 土 地 の 区 域	所 在	
	面 積	
土砂の堆積に係る許可等の処分等の 根拠となる法令又は条例の 名 称 及 び 条 項		

様式第 4 号（第 7 条関係）

公益事業確認申請書

年 月 日

（宛先）
埼玉県 環境管理事務所長

申請者 氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

（電話番号 ）

下記の事業について、埼玉県土砂の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例施行規則第 6 条第 1 9 号の規定による確認を受けたいので申請します。

記

土 砂 の 堆 積 に 係 る 土 地 の 区 域	所	在	
	面	積	
土 砂 の 堆 積 に 係 る 事 業 に 関 す る 法 令 等 の 名 称			

様式第十五号を削る。

様式第十六号中「~~第34条~~」を「~~第10条~~」に改め、同様式を様式第五号とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年七月一日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に交付されている第一条の規定による改正前の埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例施行規則様式第十六号による身分証明書は、前項ただし書に規定する規定の施行の日から令和七年六月三十日までの間、第一条の規定による改正後の埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例施行規則様式第十六号による身分証明書とみなす。

3 この規則の施行の日前に行われた第二条の規定による改正前の埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例施行規則第十七条第一項第十号及び第十八号に規定する行為は、第二条の規定による改正後の埼玉県土砂の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例施行規則第五条第一項に規定する行為とみなす。